

「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

障害者施策を取り巻く状況は、障害者総合支援法の改正や障害者差別解消法の施行など、度重なる制度改正により変化しており、このような障害者施策の動向に的確に対応し、また、共生社会の実現に向けて更なる取組を推進するため、平成30年度から平成35年度までの6年間の計画期間とする「第3期相模原市障害者計画」、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画期間とする「第5期相模原市障害福祉計画」及び「第1期相模原市障害児福祉計画」を「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」として一体的にまとめました。

この度、同計画を策定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、4人の方から8件のご意見をいただき、お寄せいただいたご意見についての意見募集の概要、ご意見の内容及びご意見に対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 平成29年12月13日（水）～平成30年1月19日（金）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、障害政策課、精神保健福祉課、各障害福祉相談課、各保健福祉課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（青根・沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		4人（8）件
内 訳	直接持参	1人（2）件
	郵送	1人（2）件
	ファクス	1人（2）件
	電子メール	1人（2）件

（2）意見に対する本市の考え方の区分

ア：計画案等に意見を反映するもの

イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの

ウ：今後の参考とするもの

エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
基本理念に関すること	1		1		
精神障害のある人への支援に関すること	2		1	1	
発達障害がある人への支援に関すること	2			2	
障害福祉サービス事業所における支援に関すること	2				2
その他	1		1		
合 計	8		3	3	2

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
基本理念に関すること			
1	障害のある人とは障害者手帳所持者だけではないため、市民誰もが自分らしく生活する権利を持っていることを明確にするため、基本理念に障害者の考え方を挿入してはどうか。	障害の有無にかかわらず全ての市民が自分らしく生活を送ることは重要であると考えており、基本理念の一つを「共生社会の推進」とし、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現を目指すこととしております。	イ

精神障害のある人への支援に関すること			
2	<p>精神障害者の社会参加の促進や地域生活を支援するためには、電車・バス等公共交通機関の障害者割引の適用は、身体障害者・知的障害者と同様に必要と考える。</p>	<p>精神障害のある方に対する鉄道旅客運賃及び路線バス運賃につきましては、身体障害や知的障害のある方と同様に運賃割引が適用されることが望ましいと考えており、これまでも、交通事業者に対し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方を対象とした運賃割引制度を導入するよう継続して要望を行っています。</p> <p>なお、本市では、コミュニティバスや旧津久井地域にて運行している乗合タクシーの利用に当たって、精神障害のある方を運賃割引の対象としているところですが、引き続き、障害のある方の移動の円滑化に努めてまいります。</p>	イ
3	<p>就労の支援について、精神障害者の就労に当たっては、スーツ、鞆、靴等の支度金が必要と考える。</p>	<p>障害のある方の就労等を支援するサービス等の充実が図られていることなどから、就労に当たっての支度金の支給は行っておりませんが、精神障害のある方の就労の支援は重要であると考えており、引き続き、関係機関との連携による支援の充実や就労促進に向けた環境の整備に努めてまいります。</p>	ウ

発達障害のある人への支援に関すること			
4	<p>発達障害のある人については、な い人に比べ、説明などを行う場合、 配慮を必要とする可能性があること を全ての医師が分かっているわけ ではない。そのため、一人ひとりの障 害特性の情報の共有化を図り、より 充実した治療や総合的、複合的な診 療が受けられるよう、総合医療セン ターがあると良いと思う。センター の設置が難しいとしても、今後、発 達障害を良く理解してくれる医療機 関が増え、その医療機関の情報が分 かるようになることを望む。</p>	<p>発達障害の定義が確立し、各法制 度に位置付けられてから歴史が浅 く、発達障害に関する理解が必ずし も十分とは言えないため、引き続き 理解促進に取り組んでいく必要が あると認識しております。</p> <p>このため、本計画では、発達障害 に関する理解の促進のほか、発達障 害者支援地域協議会の設置による 医療・保健機関を含む関係機関との 連携、支援者の資質向上のための各 種研修等の充実に努めていくこと としております。</p>	ウ
5	<p>発達障害のある人は生活面でも、 仕事、住居、お金、親の介護、老後 など様々な心配ごとや不安がある。 相談窓口はそれぞれ設置されてお り、日ごろ市や県の福祉関係部署に 相談している。窓口が複数あること は仕方のないことだが、少し混乱し てしまうことがある。そのため、必 要な人には、介護のケアマネジャー のように、一貫してサポートをし てくれる人がいれば安心だと思ふ。</p>	<p>発達障害支援センターでは、各種 窓口で安心して手続きを行ってい ただくため、特性に応じて視覚情報 を用いるなど、相談者に寄り添った 支援に努めております。</p> <p>また、ライフステージに応じた支 援は重要であると考えており、関係 機関等への研修や技術支援等を行 うことで、地域で安心してご相談い ただけるよう努めてまいります。</p>	ウ
障害福祉サービス事業所における支援に関すること			
6	<p>障害福祉サービス事業所の利用中 に怪我をしてしまった場合、必ず補 償されるようにしてほしい。</p>	<p>障害福祉サービス事業者等への 運営支援を通じて、基準遵守の徹底 や利用者支援の充実に図ってまい ります。ご意見につきましては、今 後の事業者指導の際の参考とさせ ていただきます。</p>	エ

障害福祉サービス事業所における支援に関すること			
7	障害福祉サービス事業所は健康面に配慮するため、換気をするようにして欲しい。	障害福祉サービス事業者等への運営支援を通じて、基準遵守の徹底や利用者支援の充実を図ってまいります。ご意見につきましては、今後の事業者指導の際の参考とさせていただきます。	エ
その他			
8	計画の表紙について、従来どおりのような活字だけのものではなく、キャッチフレーズ「共にささえあい生きる社会」の啓発活動に利用している図案を使用して優しいイメージでなじみやすいものにしてはどうか。また、計画本文のタイトルの冒頭に挿絵を採り入れてはどうか。	ご意見を踏まえ、冊子の作成に当たっては、より親しみやすい計画となるよう努めてまいります。	イ